

キャラクターネームアドレス

株式会社スクウェア・エニックス
発表者: 樽見 俊明(法務・知的財産部)

1 . 技 術 內 容

従来技術とその問題点 1/3

(1) 従来の電子メールサービス

従来の一般的な電子メールサービスでは、メールアドレスのうちアカウント(@より左部分)にユーザーが希望する英数文字列を設定することができる。ただし、アカウント設定時には審査があり、同じアカウントの重複設定を排除している。このため希望する文字列のアカウントを確実に設定できる保証はない。

Aさん : 123456@square-enix.com

Bさん : × 123456@square-enix.com

: 234567@square-enix.com

従来技術とその問題点 2/3

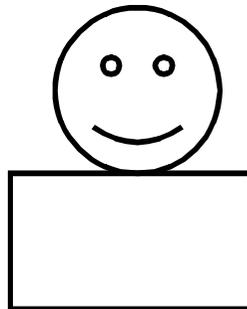
(2) 従来のオンラインゲームサービス

キャラクタを操作してゲームを進めるタイプの従来のオンラインゲームでは、ユーザー登録の際に、ユーザーが自分のキャラクタに自由な名称をつけることができるものが多い。ただし、通常は登録時に審査があり、同じキャラクタ名称の重複設定を排除している。

キャラクタ名

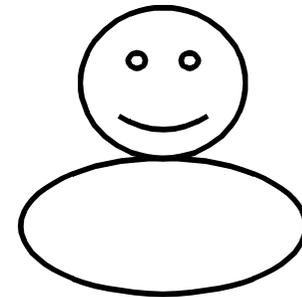
Cさん:

abcdef



Bさん:

× abcdef
123456



従来技術とその問題点 3/3

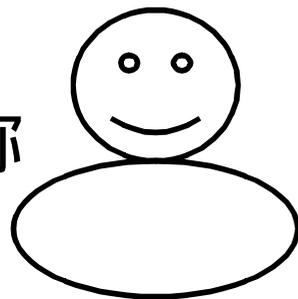
(3) 従来技術における問題点

自分のキャラクタの名称と同じアカウントのメールアドレスを取得したいと思うユーザーも多い。しかし、オンラインゲームとメールサービスとは別個独立したものであることが一般的であり、キャラクタ名やアカウントを取得する際の重複審査の結果が異なることが多い。従って、同じアカウントのメールアドレスが取得できる保証はない。

Bさんの場合

キャラクタ名称

123456



不
一
致

メールアドレス

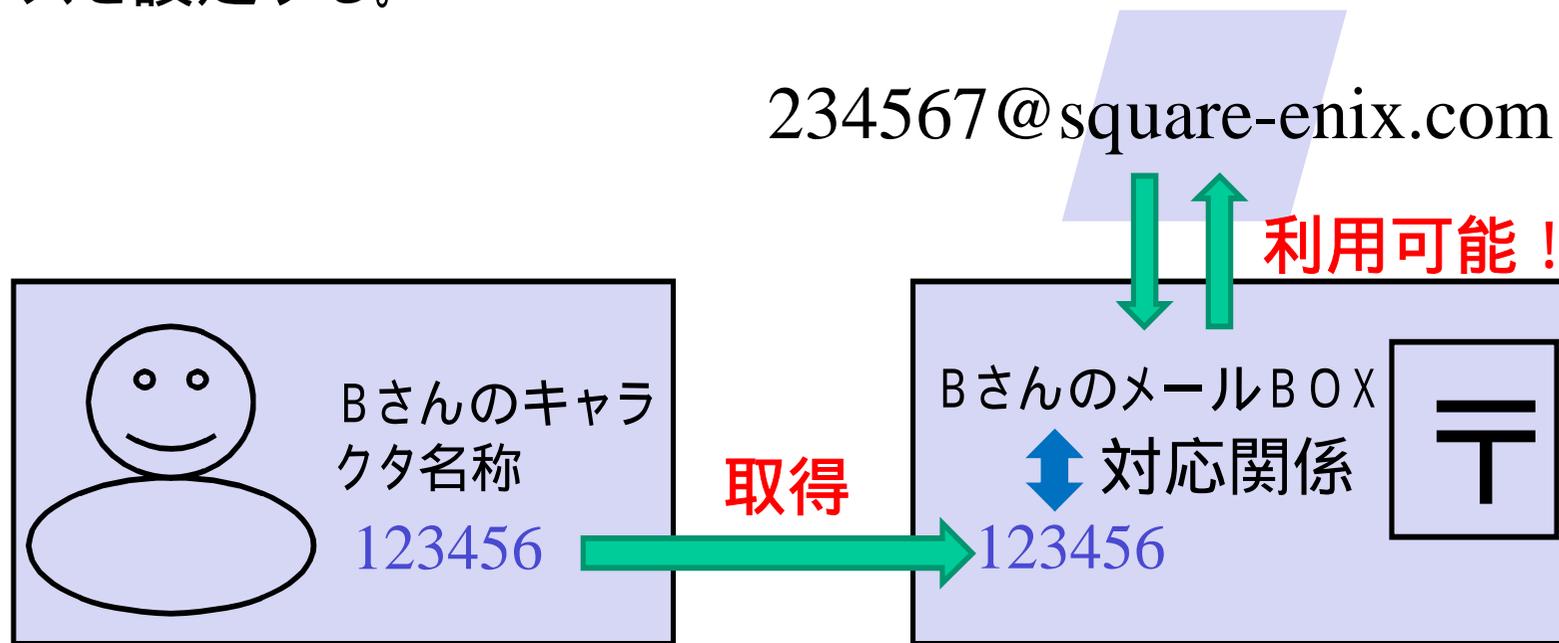
~~123456@square-enix.com~~

234567@square-enix.com

技術の主要部説明

本発明の構成

メールサーバーは、ゲームサーバーからユーザーがゲームで使用しているキャラクタの名称を取得し、このキャラクタ名称のついたメールアドレスでメールを交換できるようにメールボックスを設定する。

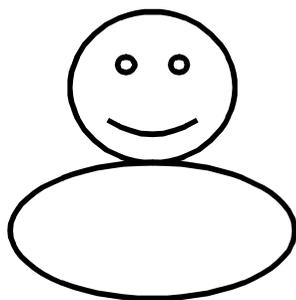


効果

オンラインゲームのキャラクタ名の管理と、メールサービスでのアカウント管理とが、互いに連携して行われるので、自分のキャラクタの名称をつけたメールアドレスを確実に取得できることとなる。

また、キャラクタ名さえ判ればドメイン部分は共通(ないしはオンラインゲームのユーザー間で公知)となることから、キャラクタ名がそのままメールアドレスとして使え、ユーザー間のコミュニケーションを活性化することができる。

キャラクタ名称
123456



常に
一致

=

メールアドレス

123456@square-enix.com

利用分野・適用分野

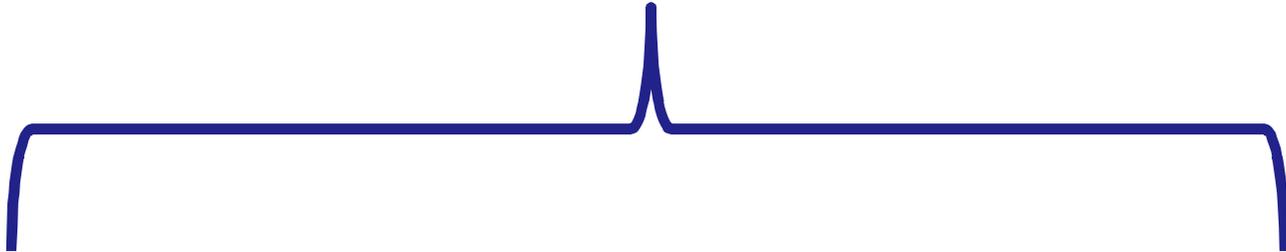
この技術は、オンラインゲームやメールサービスなどの複合的なサービスを提供するサイト運営における利用に適しています。

利用分野の一例

メールサービスとオンラインゲームの複合サービス、メールサービスとアバターなど

当社製品への適用例 1/2

PlayOnline.com™



FINAL FANTASY XI
ONLINE
ファイナルファンタジーXI
アルタナの神兵™

オンラインゲーム

プレイオンライン・メール

メールサービス

当社製品への適用例 2/2

プレイオンライン・メール「キャラクターネームアドレス」

メールアドレスに自分らしさをプラス。
@⁺ キャラクターネームアドレス

利用料金：300円/月(税込315円)

キャラクターの名前をメールアドレスにする。

『キャラクターネームアドレス』は、ファイナルファンタジーXIで使っているキャラクター名をメールアドレスの一部として提供する画期的なサービス。すでに使用中のメールアドレス(#####@pol.com)はそのままに、最大5つまでの『キャラクターネームアドレス』が利用できるようになります。特に、複数のキャラクターでゲームを楽しんでいる場合はおすすめ。相手に応じて『キャラクターネームアドレス』を着替えれば、さらにスムーズなコミュニケーションが実現します。

ゲーム名：**FFXI**
ワールド名：**Chocobo**
キャラクター名：**Plus**



たとえばファイナルファンタジーXIで、あなたがChocoboというワールドのPlusというキャラクターを使っている場合、次のようなメールアドレスを利用することができます。

➔ **plus@chocobo.ffxi.pol.com**

2 . 特許の説明

書誌的事項

発明の名称 : メール管理システム、装置及び方法、
並びにプログラム及び記録媒体

特許権者 : 株式会社スクウェア・エニックス

発明者 : 柏谷佳樹、佐々木秀明、毛利岳史、
竹村和晃(すべて当社従業員)

登録番号 : 特許第3764738号

権利満了日 : 2023年10月10日

外国出願 : 米国特許出願第10/960,577号(審査中)
欧州特許出願第04024211.7号(審査中)

特許請求の範囲

【請求項1】

ネットワークゲーム及びメール交換のための機能を提供するサーバと、前記サーバとネットワークを介して接続され、ネットワークゲーム及びメール交換を行うユーザの利用に供するクライアントとを備えるメール管理システムであって、

前記サーバは、

ユーザがネットワークゲームにおいて使用するキャラクタ名を取得するキャラクタ名取得手段と、自サーバを介して交換されるべきメールを前記ネットワークから取得するメール取得手段と、該取得したメールのうちで前記キャラクタ取得手段が取得したキャラクタ名を含むメールアドレスを宛先とするメールを、所定の格納先に格納するメール格納手段と、

前記クライアントからの要求に基づいて、前記メール格納手段に格納されたメールを前記ネットワークを介して前記クライアントに送信するメール送信手段とを備え、

前記クライアントは、

前記ネットワークを介して、前記メールの送信を前記メール送信手段に要求するメール要求手段と、

該メール送信の要求に基づいて、前記メール送信手段から送信されたメールを受信するメール受信手段とを備える

ことを特徴とするメール管理システム。

代表的な従来技術

特開平5-344150号公報（本願明細書の従来技術に引用）

「従来の技術とその問題点」での説明と重複しますので上記発明の説明は割愛させていただきます。

2 . ビジネスプラン

適用サービスと特徴

1. 適用サービス

本発明は、オンラインゲームと電子メールサービスとの連携において効果的に適用できるものです。オンラインゲームといっても、ロールプレイングゲームやアクションゲームなどのような遊戯性の高いものに限らず、例えば、仮想空間でアバターを操作しチャットするような簡単なものでも適用可能です。

2. 特徴

キャラクタ名をつけたメールアドレスを確実に取得できるのでサービスを利用するユーザーの満足度が向上する。また、キャラクタ名さえ判れば、そのままメールアドレスとして使えるので、ユーザー間のコミュニケーションを活性化でき、コミュニティ形成を促進することができる。

対象市場1/3

対象市場と顧客

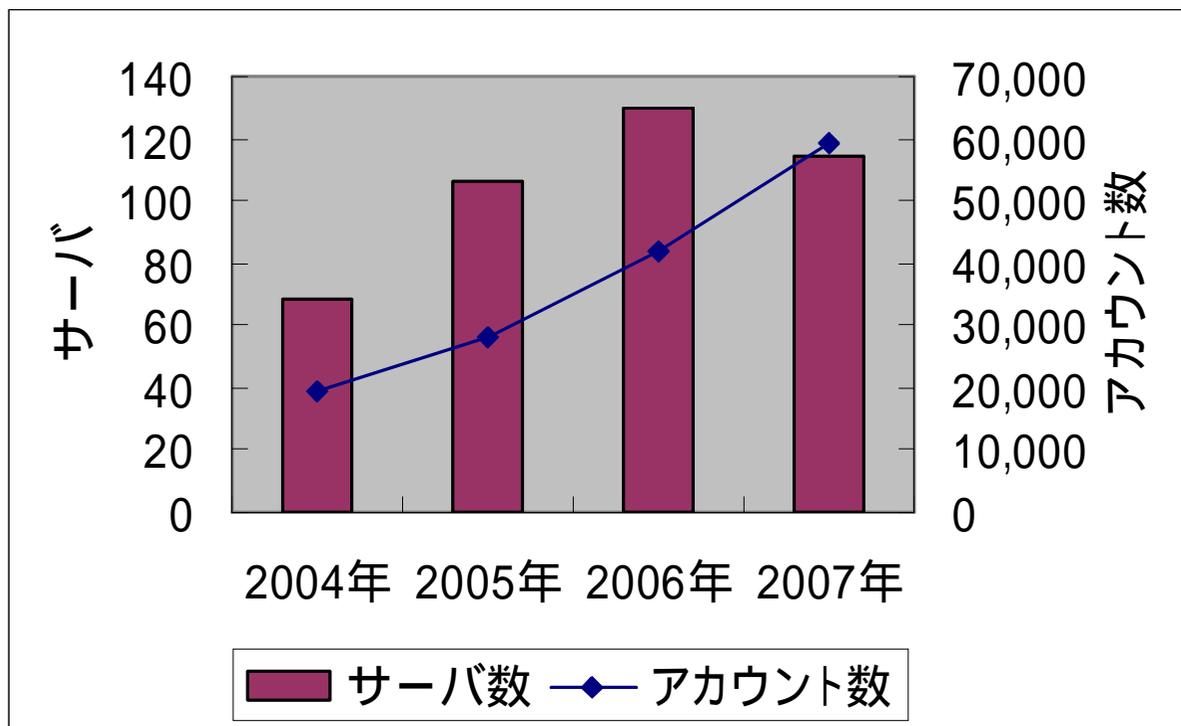
すでにオンラインゲームと電子メールサービスとの両方を運営している方、またはこれらの導入を検討しておられる方。

オンラインゲームまたは電子メールサービスのいずれかを運営されている方で、他方を運営する企業とのタイアップを検討されている方。

対象市場2/3

オンラインゲームのサーバと利用者数

(参考資料:日本オンラインゲーム協会、「2007年のオンライン市場調査報告」)

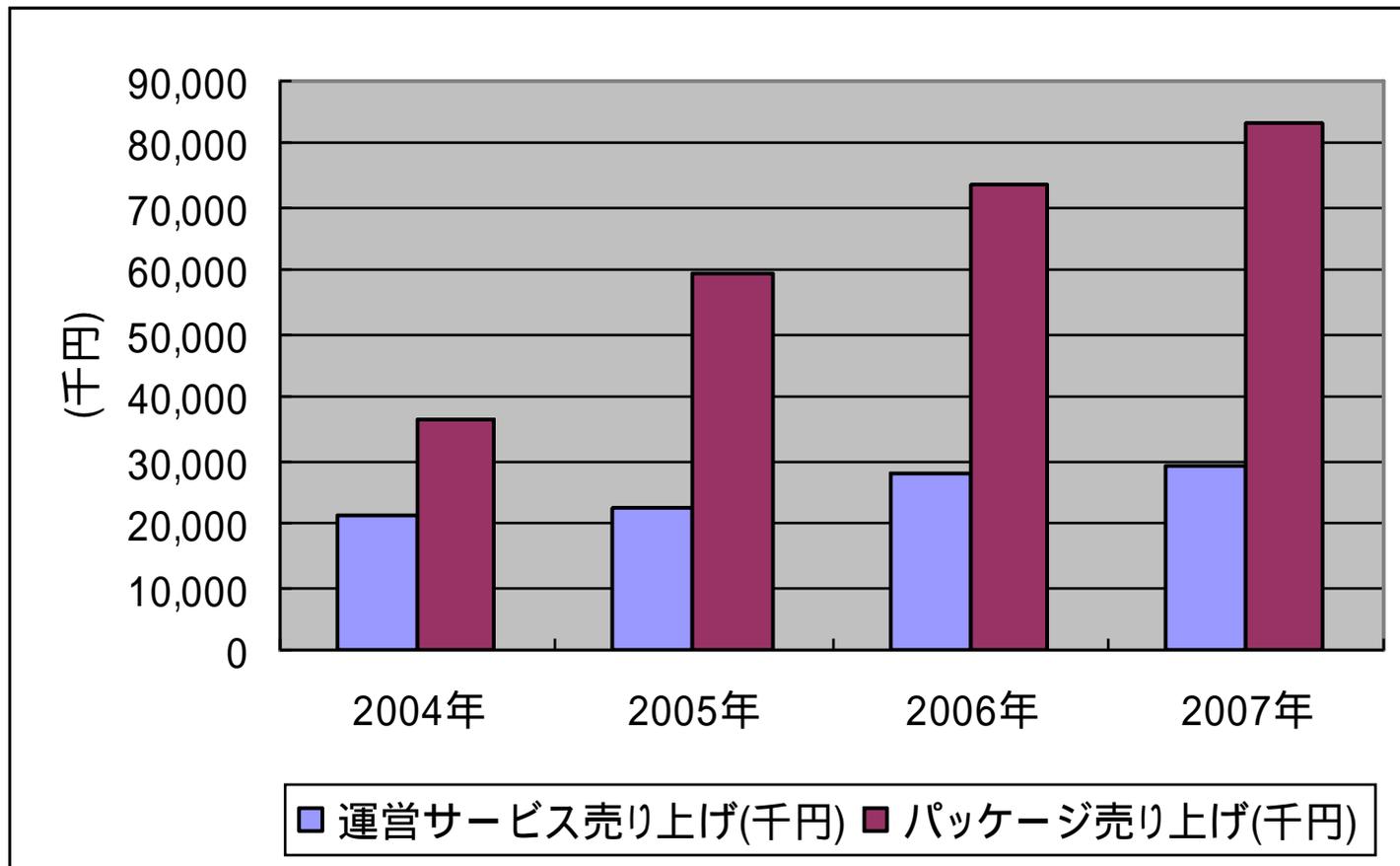


オンラインゲームのサーバ数は、2006年に130社とピークを迎え、その後は114社に下降しているが、アカウント(キャラクター)の登録数は、急上昇中。

対象市場3/3

オンラインゲームの売り上げ

(参考資料:日本オンラインゲーム協会、「2007年のオンライン市場調査報告」)



ライセンス条件等

ライセンシーの利用形態に応じて最適なライセンス条件をご提案させていただきます。

例1) アカウント登録数に応じた実施料の場合

ケース1: 「キャラクタネームアドレス」を会員の基本サービスとした場合
= (新規会員登録数) × (実施料単価)

ケース2: 「キャラクタネームアドレス」をオプションサービスとした場合
= (オプション申込数) × (実施料単価)

例2) 一定の契約期間について定額の実施料の場合(アカウント数制限なし)

ケース1: サービス開始時に定額の実施料を一括払し、その後は実施料支払が発生しない。

ケース2: 実施料を毎月定額支払する。

連絡先

〒151-8544

東京都渋谷区代々木3 - 22 - 7

株式会社スクウェア・エニックス

法務・知的財産部

樽見 俊明

E-mail tarumi@square-enix.com

電話 03-5333-0958、FAX 03-5333-0959

WEBサイト

<http://www.square-enix.com/jp/company/j/>

ご清聴有難うございました

SQUARE ENIXおよびSQUARE ENIXロゴ、ファイナルファンタジー / FINAL FANTASY、その他の社名、商品名は、日本およびその他の国における株式会社スクウェア・エニックスの商標または登録商標です。
その他、記載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。